

平成29年度 第5回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第5回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年8月28日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男 12 中下 雅敏 13 爲廣 明法	14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良		
議事録 署名委員	16 中田 光治 17 大段 幸雄		
提出議題	議事 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第25号 農地利用集積計画の決定について 議案第26号 農地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項		

平成29年度第5回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第5回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 はい。どなたもご苦勞でございます。毎日のように熱中症警報が出たりして、大変暑苦しい今年の夏でございますが、皆さん方におかれては、健康そうで、本日も出席いただきましてありがとうございます。なお、本日提案しました案件につきましては、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたい、このように思いますので、よろしく申し上げます。以上で、開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の氏名でございますけれども、今回の議事録署名者につきましては、16番の中田委員と、17番の大段委員をお願いすることとして、書記につきましては、松岡事務局長、奥原書記、中下書記を指名させていただきます。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局のほうから何かございますか。

事務局長 いえ、特にはありません。

議長 事務局のほうは特別に報告がないということでございますが、私のほうからも特段報告はありません。

早速ながら日程第4の議事に入りたいと思います。議案第22号農地法第3条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

4 議 事

事務局長 はい。それでは、3ページをご覧ください。

番号 1。譲渡人●●●●。住所、大柿町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、460 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、160 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「購入した住宅に隣接しており、野菜等の栽培を行うため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、こちらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 はい。それでは、この 1 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。どなたか。

胡子委員 大柿の胡子です。▲▲さんに直接会って話をしたんですが、書面どおり間違いないとよろしく頼むということでした。●●さんへの確認の件については、農業委員さんの村上さんに電話で頼みまして、村上さんは小松さんをお願いしているからということで、小松さんからご説明をお願いいたします。

小松委員 はい。この 2 つは遠いところのように思えますが、実を言いますと、今回購入する土地の南側に、二年前か一年前か、▲▲さんが家を購入していて、その隣なので間違いないと思います。本人も真面目でした。よろしくをお願いします。

議長 はい。ほかに、ご意見ご質問ないですか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号 2。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、335 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅に近く道路に面しており、利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、こちらの申請は適正であると思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、この 2 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を

伺いたいと思いますが。

下田委員 はい。失礼します。能美町高田の下田です。●●さんと▲▲さん、両者と電話でお話をしました。また現地のほうも確認しております。両者、この申請の通りに契約しているということでありました。それから、この▲▲さんは会社役員とありますけども、結構高齢の方なんですね。しかしながら、本日家族の方々とお会いして話をしたところ、先ほど話ができましたように、頑張っとうとやろうと思うということをおられました。このようなことで、この土地をみかんの樹木を、現在も数本植えてありますけども、間違いなく、育てていくということを確認しました。よろしくお願ひします。

議長 はい。そのほか、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可するというに異議がないということでもありますので、許可といたします。続きまして、議案第23号のほうに移りたいと思います。事務局からお願ひします。

事務局長 はい。9ページをご覧ください。

番号1。追認の案件です。これは、3月の総会で、農業振興地域計画の変更をして、農振農用地からの除外の諮問があった案件です。申請人●●●●。住所、大柿町_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、墓地。面積、290㎡。

申請理由は、「数年前に墓地を交通至便な申請地へ、農地法の手続きが必要であることを知らず移設した。この度、申請が必要であったことが分かったので、始末書を添付して申請する」ということでした。申請理由の中に、墓地の面積についての記載が抜けておりました。申し訳ございません。墓碑、3基。休憩所平屋建て、14.35㎡。それと、駐車場です。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい。それでは、この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

胡子委員 はい。大柿の胡子です。前にこの案件は農業振興地域整備計画の変更ででてきたんでしょう。本人は農業委員会への申請も一緒にされていると思っていたそうで、手続が済んでいると思ったと言っておられました。別件で、墓や不動

産を整理されたので、当該地は申請が出てないかとも思っていたら、その土地が本人の名義で、申請もされていなかったと。この度そういう始末書を添付してから、提出したんだということでした。よろしく願いしますということでございます。

議長 はい。この案件で、なにかご意見ご質問ございますか。

小松委員 はい。大柿町の小松です。ちょっとお聞きします。これは一年か半年ぐらい前に農振農用地からの除外をする議案でできましたよね。手続を忘れていたのではなく、農振農用地の除外が終わったから、この度に申請が出たわけですか。

議長 本人さんからみれば、農振農用地の除外が、今のこの4条の申請も合わせてだろうという理解をしていたんでしょう。

小松委員 そういうことらしいです。

議長 はい。ほかに、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可するということが異議がないということですので、許可いたします。続きまして、議案第24号をお願いします。

事務局長 はい。13ページをご覧ください。

番号1。譲渡人、持分2分の1、●●●●。住所、神戸市_____。持分2分の1、■■■■。住所、東京都大田区_____。譲受人、持分2分の1、▲▲▲。住所、能美町_____。持分2分の1、◆◆◆◆。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、141㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」ということでした。平屋建、延床面積91.09㎡を建設予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前城委員 能美町の前城です。8月21日、■■■さん、●●●さん、▲▲▲さんに確認したと

ころ、申請どおり間違いないのでよろしくお願ひしますということでした。因みに場所は、中町の寺を上がる途中です。■■さんいわく、9月中旬に着工する予定です。以上です。よろしくお願ひします。

議長 はい。ほかに、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この1番の案件につきましては、許可といたします。次に、2番の案件につきましては、私個人の申請でありますので、小林委員さんにお願ひすることとして、私はちょっと退席をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議長代理 2番は会長さんの関係がありますので、私が代わってやらさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは、事務局長、よろしくお願ひいたします。

事務局長 番号2。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町、_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、田。現況、通路となっています。面積、53㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「相続に基づき、農地の一部を通路として受贈する」ということでした。

ご審議をお願ひいたします。

議長代理 はい。それでは、2番の関係委員さんの意見をお願ひいたします。

峯本委員 大柿町の峯本です。この●●さんは、▲▲さんのお兄さんの娘になるんです。▲▲さんは伯父さんにあたります。申請どおりですので、よろしくお願ひいたします。間違いございません。

議長代理 その他、ご意見ございますか。

小松委員 はい。大柿町の小松です。ちょっと聞いてみるんですが、相続に基づきというのはどういう意味なんでしょう。

事務局長 ▲▲さんのお父さんから、▲▲さんのお兄さんと、▲▲さんに相続されたんですけれども、その当時に、約束で通行部分は▲▲さんに渡してくれという話がついていたそうです。現実には、お兄さんが全部を相続されました。その後亡くなられて、●●さんが相続となったのですが、通路部分だけを約束どおりに▲▲さんのほうにお渡しするというので、このたび贈与という形になっております。

小松委員 基づきというように書いていたので、何か意味があるのかなと思って聞いて

みました。分かりました。

議長代理 その他、ご意見ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長代理 それでは、2番の件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長代理 それでは許可といたします。

事務局長 では続きまして、番号3。こちらも追認の案件です。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、田。現況、雑種地。面積、941㎡。

申請理由は贈与で、譲受人は「申請地が農地であると思わず、農地法の手続きを行わずに、廃車の一時仮置き場に転用した。この度、無断転用に気付き、始末書を添付して申請する。」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。どなたか。

下田委員 はい。失礼します。能美町高田の下田です。19ページの方をご覧ください。表示されている場所が、今回、申請地として出ている〇〇番〇でございます。ここが、その申請理由の通りに、以前から廃車をここに置いているそうです。その隣の番地においては、このたびの3条の申請で出ている農地で、3条3番の譲受人が譲り受けて畑にしているそうです。〇〇番〇は、3条3番を申請された譲受人の息子さんなんですけども、会社を経営されていまして、取締役をしております。その方がここに会社の車を止めているということなんです。だから、隣同士が一部を畑に使っています。会って話をしたところ、会社の車を置くところは〇〇番〇のスペースだけでいいので、もう一つの農地は3条で畑として使いたいんだということで考えている、ということでした。〇〇番〇については、この申請理由どおり、廃車の置き場として利用しているようです。間違いなく、そのように利用しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい。それでは、この件についてご意見ご質問ございますか。

胡子委員 はい。疑問なんですけど、文章がおかしいのではないですか。申請地は間違い

なく農地であります、本当に農地だと思わずに転用をされたのでしょうか。

議長 いや、考え方によれば、農地であることを知っていたなら、所定の手続は忘れなかったでしょう。それが遅れたということは、農地であることを知らなかったから、今回申請をした、ということではないでしょうか。

小松委員 たまたまその時忘れていたのではないですか。

議長 だから、元々の●●さんの約束事が、口約束程度のもので、譲受人である▲▲さんが転用申請をしていたかどうか確認せずに、置き場を作ったか、それか、農地であることを知らなかった、ということでしょう。

下田委員 付け加えますと、▲▲さんは、以前は廃車を置くところを、別の場所を借りて、置いていたわけです。ところが、その持ち主から、返してくれという話があって、急遽いろいろ探して、この●●さんの土地を、廃車を置く場所として、話がついそうです。なぜついたかという細かいことを言いますと、双方が仕事の関係でお互い顔を良く見合わせていたので、どこかいい土地がないかと言ったら、うちの土地をどうか、ということで話が進んだと伺っております。皆さんが言われるように、農地であると思わずに云々というところについては、当時にすぐ転用するようにすればいいのに、少しもたもたしたような感じを私も受けました。そういうことで、ご了解いただければと、補足させていただきます。

議長 はい。ほかに、ご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可するということが異議がないということでございますので、許可いたします。以上で、農地法第5条の申請、議案第24号を終わります。続きまして、議案第25、農用地利用集積計画の決定に入ります。事務局から願います。

事務局長 はい。23ページをご覧ください。番号1から番号3を続けて説明させていただきます。

番号1、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積5,521㎡。利用権を設定する者の住所氏名、江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者。住所・氏名、広島

市_____。広島県森林整備・農業振興財団理事長寶来伸夫。設定する利用権、使用貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成29年9月1日。終期、平成39年12月31日。期間は10年4ヶ月です。新規の案件です。

続けて、番号2と番号3をあわせて説明します。利用権を設定する農用地、大字、江田島町江南_____。現況地目、畑。面積37㎡。利用権を設定する農用地、大字、江田島町江南_____。現況地目、畑。面積1,617㎡。利用権を設定する者の住所氏名、広島市_____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者。住所氏名、広島市_____。広島県森林整備・農業振興財団理事長寶来伸夫。設定する利用権、使用貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成29年9月1日。終期、平成33年12月31日。期間は4年4ヶ月です。新規の案件です。ちなみに、番号1についてですが、こちらは平成26年に3条の使用貸借で◆◆さんが使用されていた農地なんですけれども、既に使用貸借を解除されております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 この案件について、簡単に、各担当の農業委員さんの方から、一件だけ説明をいただけますでしょうか。

中田委員 大須の中田です。この●●さんの5,521㎡のところですが、以前農業委員会で、養蜂家の方に、だいたい八反ぐらいを貸し付けるという許可を貰っています。どうも、面積が余って管理が十分にきれいなということで、一度返してもらって、面積を二分割したところで中間管理機構に預けておこうじゃないかと。そういうことで、今回ここに出したということでございます。よろしくお願ひします。

議長 はい。次の2番の件を分かる方はおられますか。

大段委員 調べたわけではないんですが、芋を植えてますよね。焼酎用の芋を作ってもう何年も作ってます。だからもう期間としては長いんですよね。

議長 事務局から補足を。

事務局長 今までは、△△さんが、こちらの■■■さんと、直接の貸し借りをされていたんですけども、間に農地中間管理機構を挟んで手続をしたいということで、この度、新たに集積計画のほうへあげてきたという案件です。ですから今までもこちらの畑は△△さんのほうが使われていたということになります。以上です。

議長 だからゆくゆくは、これが承認されれば、次の農業振興財団から貸す人への申請が出るんでしょう。

事務局長 そうですね。

議長 それでは、これは皆さん方、この申請どおり了承していただけますか。

委員 はい。

議長 それでは、許可としまして、次に入りたいと思います。

事務局長 31 ページをご覧ください。今、農用地利用集積計画のほうで中間管理機構で貸し付けると話があった案件を、今度は、農地中管理機構から、それぞれの利用者の方へ貸し付けるほうの案件になります。3 件続けて、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所●●●●。住所、廿日市市_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。登記面積 5,521 m²のうち、4,421 m²。種類、使用貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。

続きまして、31 ページになります。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、■ ■ ■ ■。住所、江田島町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。登記面積 5,521 m²のうち、1,100 m²。種類、使用貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。

続きまして、34 ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、◆ ◆ ◆ ◆。住所、大柿町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。江田島町江南_____。現況地目、畑。登記面積 37 m²。種類、貸借権。内容、畑。利用権を設定する土地。江田島町江南_____。現況地目、畑。登記面積 1,617 m²。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 33 年 12 月 31 日。ご意見をお願いいたします。

議長 先ほど説明をしていただきましたとおり、今回、農業振興財団から貸し付ける相手側の、受取人のほうから説明があったわけですがございますけれども、この農用地利用配分計画原案について、何かご意見はございますか。

濱田委員 ちょっと聞いてみたいんですけど、この土地は使用貸借で、5,000 m²か 4,000 m²かだと思うんですが、このような広い土地を 10 年間無料で貸すというのはなにか、理由があるのかなと思ひまして。

事務局長 もともと 3 条で、●●さんに対しては使用貸借で無料で貸していたものなんです。このたび■■さんという江田島市の農業研修生がきゅうりを作ろうとされていたんですけども、この方がハウスを求めるにあたって、今回の貸付地の所有者の夫である方が、間に入って■■さんに協力をされました。しかし途中

で、話がまとまりかけた寸前でだめになったことがあります。協力された方もそのあたりの責任を感じられて、では自分の農地を使ってくれ、ということがあります。■■さんにも、使用貸借という形でお貸しするという話です。

濱田委員 33 ページの図面を見ますと、真ん中辺に 1, 100 m²あるんだけど、これはハウスかなにかの関係ですか。

事務局長 そうです。ここにハウスを建てます。この周りには柑橘が植えてありますので。

中田委員 このハウスが建つところが、野菜を植えるのにちょうど空いているということなんです。周りには柑橘とかオリーブとかがもう植えてあるので、こういう形になってしまった。

議長 地形が、まわりのみかんのところが傾斜地で、ここが従来からもとの所有者の方が野菜を作っていた平地でしょう。

中田委員 この間に私道があるので、こういう形状なのでしょう。私道自体はこの図に入っていないんですけどね。

議長 濱田委員さんが言うのは、どうして賃貸借と使用貸借をされるのかという疑問が生じたということでしょう。当人同士の同意事項で、それから先の問題については本人の合意の上なので、特別に問題はないでしょう。

中田委員 ご本人も高齢になられたから大変と、去年も言われてたんです。

議長 面積が多いと、すぐにやってくれる人もいないし、荒れるのを防ぎたいという本人の気持ちもあったのかもしれないですね。まあ、その辺は推測の域をでんのですが、いずれにしてもそういう申請がでてきているということで。

中田委員 いや、本人が言ったので推測じゃないですよ。できれば荒らしたくないので誰かが作ってくれればありがたいんだと。

議長 この土地はもともと■■さんの奥さんのものですよね。

中田委員 奥さんも作れないし、息子さんももう市外に出て作らないんだと。お兄さんもとてもし作れないということ。

議長 ほかに、ご意見ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、市長から意見聴取がきているこの案件については、それぞれ異議がないと言うことで回答していいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それではそのように事務処理をさせていただきます。以上で、25 と 26 の議案を終わります。

5 協 議 事 項

なし

6 そ の 他

事務局長 ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の決定について進捗状況 報告

議長 以上で本日の総会を終わります。どうもご苦労様でございました。